

平成24年2月3日

記者発表資料

神奈川県内広域水道企業団

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害の補償請求について

放射性物質が検出された浄水場等発生土の運搬処分費用や放射性物質測定費用など水道用水供給事業に係る原子力発電所の事故に伴う損害の一部について、本日、東京電力株式会社へ損害の補償請求書を提出しましたのでお知らせします。

1. 請求の対象期間等

第1回目の請求として、平成23年3月11日から平成23年11月30日までに費用の支出が確定した損害を対象とします。

なお、人件費等の不確定要素については、今回の要求には含まず、金額が確定次第、隨時請求してまいります。

2. 損害の補償請求額

水道用水供給事業の損害の補償請求

- 請求金額 **217,541,791円**
- 主な内訳
 - ・水処理で生じた浄水場等発生土の処分費用等 (142,947,464円)
 - ・水道水の浄水処理で要した薬品費用等 (55,501,614円)
 - ・水道水・浄水場等発生土の放射能測定費用他 (19,092,713円)

3. 神奈川県内広域水道企業団（以下「水道企業団」という。）が放射能対策に要した費用の全額請求について

水道企業団が東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故への対応に要した費用は、今回請求分を含め、平成23年度末までに3億円を超える見込みとなりますので、水道企業団が放射能対策に要した費用の全額請求を求めていく旨の文書を、本日、東京電力株式会社へ提出しました。

お問い合わせ先

神奈川県内広域水道企業団

◎ 総務部 総務課長 森屋 電話 045-363-3942 (直通)

(写)

広域水総第347号

平成24年2月3日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 様

神奈川県内広域水道企業団

企業長 羽田 慎司

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害の補償請求について

東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故により、当企業団では平成23年3月11日から現在まで、水道水に含まれる放射性物質の検査、汚染物質の除去、浄水発生土の処分等の放射能対策に莫大な経費を費やしております。平成24年3月末までの放射能対策費は3億円を超える見通しであり、経営の圧迫要因となっております。

従いまして、当企業団といたしましては、今回請求いたします経費に限らず、放射能対策費全額の早期補償を貴社に求めていく所存ですので、よろしくご承知おき願います。

(事務担当)

神奈川県内広域水道企業団

総務部 総務課

TEL : 045-363-4637

FAX : 045-363-1121